

令和4年度
介護保険サービス事業者等集団指導

施設系サービスの留意事項

兵庫県高齢政策課
介護基盤整備班（高年施設担当）



目次

1	事故発生時の対応について3
2	感染症対策について7
3	非常災害対策について9
4	高齢者虐待防止の推進について16
5	介護保険施設における入所者から支払いを受けることができる利用料 ～「日常生活に要する費用」の取扱いについて～20
6	令和3年度介護報酬改定に伴う経過措置について25
7	監査指導事項の主なものについて27
8	兵庫県有料老ホーム設置運営指導指針 R3年7月改正の内容について28

事故発生時の対応について

<特別養護老人ホームの場合>

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

介護事業者及び市町等における事故等発生時の報告フローチャート

事故発生

事業所・施設

メーカー

警察署

【重大製品事故報告義務】

一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの

- ①死亡事故
- ②重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）
- ③後遺障害事故
- ④一酸化炭素中毒事故

消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの

- ①火災（消防が確認したもの）

必要に応じ、報告

【報告】

- ①電話・FAX
- ②事故報告書

【報告の範囲】

- (1)サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2)食中毒及び感染症等の発生
- (3)職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- (4)その他、報告が必要と認められる事故の発生

被保険者の属する保険者（市町）

- 1 状況把握
- 2 必要な対応

- (1)事業所の事故等に対する対応の確認等
- (2)県・国保連等における対応が必要と判断された場合の連絡調整
- (3)県民局等への報告

県民局・県民センター
（健康福祉事務所）

- ①事故等事例として事業所指導、注意喚起の通知へ活用
- ②他県民局等、管内他市町へ情報提供

事業所・施設が所在する保険者（市町）

県民局・県民センター
（健康福祉事務所）

本庁へ報告

- ①利用者の死亡又は重症病事故
- ②虐待事案として市町と県民局等が共同して事実確認にあたったもの
- ③重大製品事故

県高齢政策課

有料老人ホームにおける事故発生時の対応について

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(抜粋)

第11章 苦情解決並びに事故発生の防止及び発生時の対応

3 事故発生時の対応

(1) 必要な措置

入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること

(2) 記録の整備

前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること

(3) 事故報告(サ高住を除く)

県が定めた「介護サービス事業者及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領(標準例)」を踏まえて各市町において策定した事故報告に係る規程等に準じて、県民局長へ報告すること

(4) 賠償責任

設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする

<事故報告書の提出について>

	有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	
	特定施設入居者生活介護	左記以外	特定施設入居者生活介護	左記以外
介護保険事業者 事故等報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・所在市町 →健康福祉事務所 ・利用者の保険者 	所在市町 →健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・所在市町 →健康福祉事務所 ・利用者の保険者 	(不要)
サービス付き 高齢者向け住宅 事故報告書	(不要)	(不要)	県住宅政策課 (※)	県住宅政策課

※ サービス付き高齢者向け住宅事故報告書に代えて、市町に提出した介護保険事業者事故等報告書の写しの提出でも可

感染症対策について

＜特別養護老人ホームの場合＞

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(衛生管理等)

第27条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

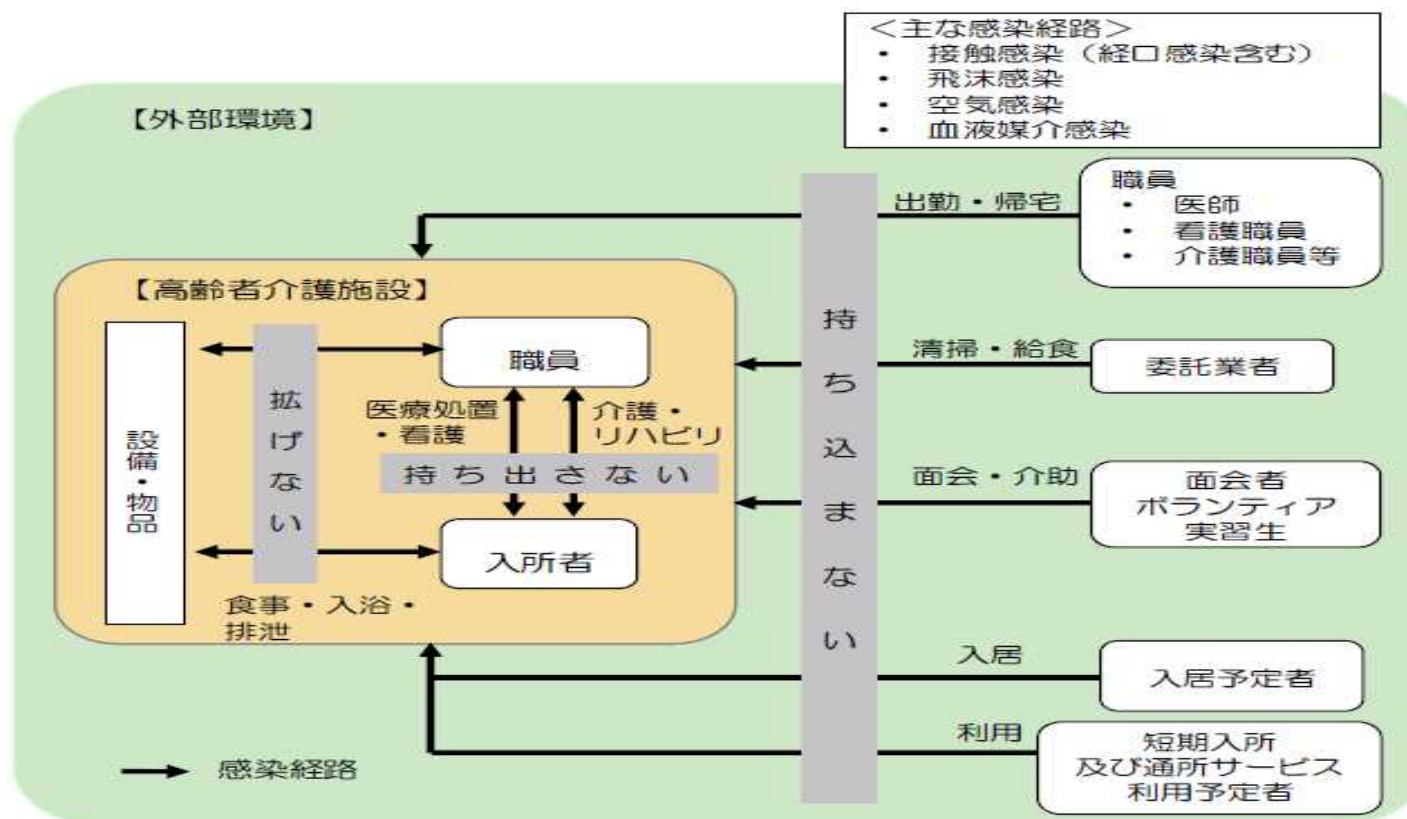
二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

高齢者介護施設における感染対策

有料老人ホーム等については、感染対策に関する規定は特に設けられていないが、感染症の予防やまん延の防止及び発生時の対応については、厚生労働省がとりまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に従って取り組むのが望ましい。



【高齢者介護施設における感染対策マニュアル掲載場所（厚生労働省HP）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

【介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報（兵庫県HP）】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>

非常災害対策について

<特別養護老人ホームの場合>

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(非常災害対策)

第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について(令和3年6月25日老高発0625第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長他通知)(抜粋)

1(5)避難の実効性を確保するための留意点について

- (1) 水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握
- (2) 災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保
- (3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定
- (4) 利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保
- (5) 訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映
- (6) 非常災害対策計画と避難確保計画の一体化による事務負担軽減
- (7) 職員及び利用者家族等への災害リスク及び避難確保計画の周知
- (8) 市町村との情報連絡体制の確立

【要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集(国土交通省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

社会福祉施設の避難確保計画チェックリスト

(別紙1)

社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）

チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	
市町村名	

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの 確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない	<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない

計画 項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(ア) 防災体制、情報収集及び伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	【着眼点】 <input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか <input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか <input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか <input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか		

2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
【着眼点】 <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することになっているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある) <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか <input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか		
3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
【着眼点】 <input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか <input type="checkbox"/> 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか <input type="checkbox"/> 通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか <input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか		
(イ) 避難の誘導 (水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項		
1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
【着眼点】 <input type="checkbox"/> 選定した避難先(指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保(垂直避難)の場所)は、想定される災害に対して安全な場所であるか(家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さであり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等) <input type="checkbox"/> 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか		

社会福祉施設の避難確保計画チェックリスト

<input type="checkbox"/> 不測の事態が生じることも想定し、複数の避難先を選定しているか、また、少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか		
2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮して、安全で確実な避難ルートが選定されているか <input type="checkbox"/> 施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか <input type="checkbox"/> 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備 <small>(水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</small>		
1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか <input type="checkbox"/> 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
2. 避難に必要な設備を確保しているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど)や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベーターやスロープ等)を確保しているか <input type="checkbox"/> 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
3. 屋内安全確保(垂直避難)を行う場合に必要物資等を確保しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

【着眼点】 <input type="checkbox"/> 「屋内安全確保(垂直避難)」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか		
(エ) 防災教育及び訓練の実施 <small>(水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</small>		
1. 防災教育や訓練を適切に実施することになっているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか <input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい) <input type="checkbox"/> 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか <input type="checkbox"/> 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか <input type="checkbox"/> 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか <input type="checkbox"/> 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することとしているか <input type="checkbox"/> 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することとしているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
(オ) 自衛水防組織の業務(設置した場合のみ該当) <small>(水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項</small>		
(自衛水防組織の業務内容の記載の確認) 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか <input type="checkbox"/> 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか <input type="checkbox"/> 内部組織(〇〇班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化

入所者・利用者等の目の触れる場所に掲示

(別紙4)

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生又は切迫 緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
4	 <p>ひなんしじ 避難指示※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠法令等	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 等、各施設・事業所種別の指定基準(省令)	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所(訪問系サービスを除く)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)
義務	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策計画の作成 ・避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成及び市町村への提出 ・避難訓練の実施
計画で定めるべき項目	<p>≪「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制 	<p>≪要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて(令和3年6月23日事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課通知)(抜粋)

災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を追加

4. 災害時情報共有機能のマニュアルについて

●事業所向けマニュアル(被災状況報告編)

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

対象施設

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 老人短期入所施設 | (2) 養護老人ホーム |
| (3) 特別養護老人ホーム | (4) 軽費老人ホーム |
| (5) 認知症高齢者グループホーム | (6) 生活支援ハウス |
| (7) 介護老人保健施設 | (8) 介護医療院 |
| (9) 小規模多機能型居宅介護事業所 | (10) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所 |
| (11) 有料老人ホーム | (12) サービス付高齢者向け住宅 |

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

(別紙1)

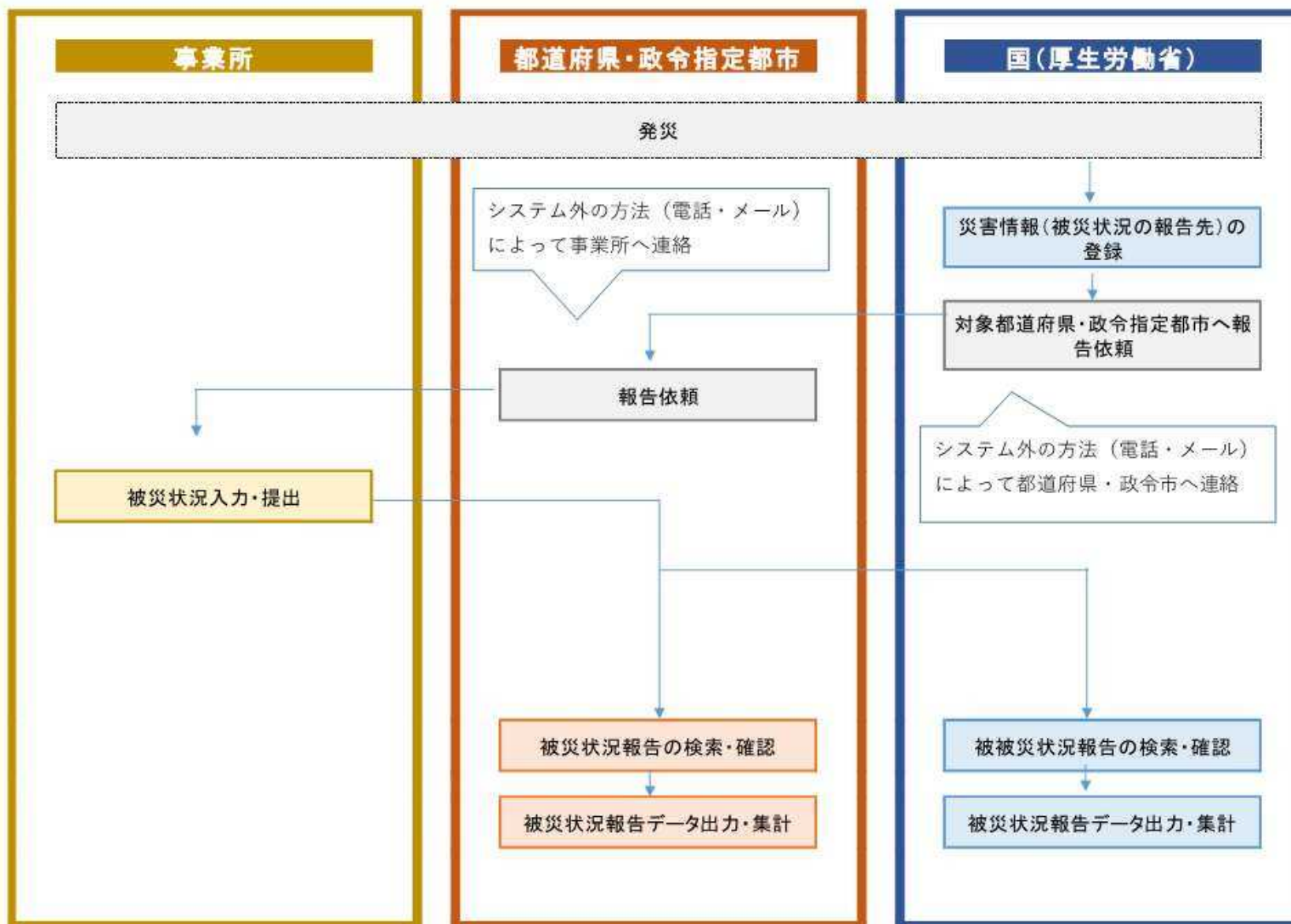
災害時情報共有システム（災害発生時のフロー）

システム外の業務

事業所のシステム操作

都道府県・政令指定都市のシステム操作

国のシステム操作



高齢者虐待防止の推進

全サービス

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、**虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。令和6年3月31日まで努力義務【省令改正】**

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ **運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。**
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※令和6年3月31日まで努力義務)

高齢者虐待について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(抜粋)

(基本方針)

第二条

五 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止)

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

高齢者虐待について

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(抜粋)

(指定介護老人福祉施設の基準)

第21条

7 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者等に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抜粋)

(定義等)

第2条

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第百23号)第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

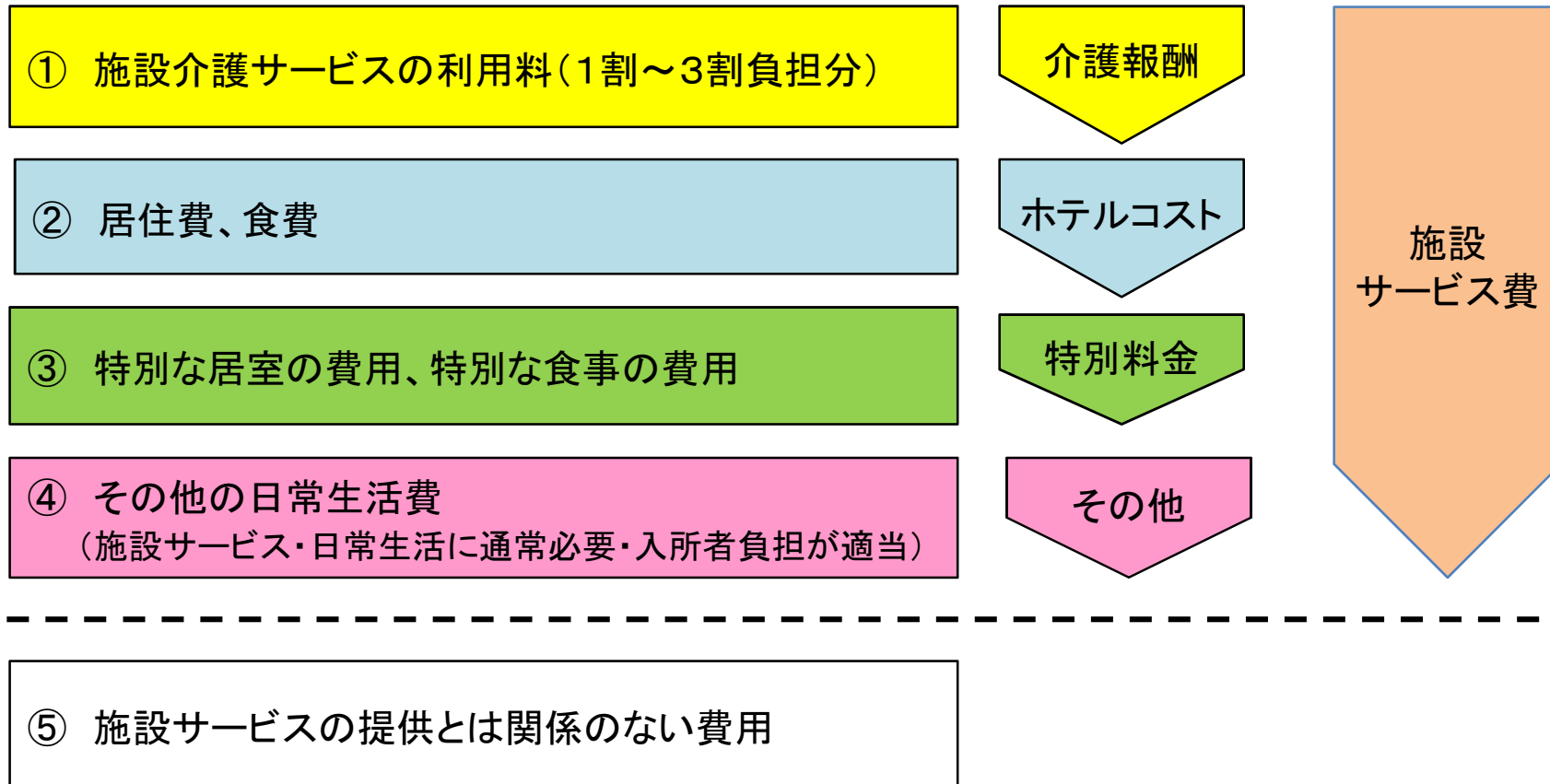
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体拘束に関するチェック項目（介護老人福祉施設の場合）

点検事項（着眼点）	関係法令・通知
身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか。	令11-4 解第4-9-(2)
緊急やむを得ず行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。	令11-5 解第4-9-(2)
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底しているか。	令11-6 解第4-9-(3)
身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	令11-6 解第4-9-(4)
介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施しているか。	令11-6 解第4-9-(5)
やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認をしているか。	令11-4 解第4-9-(2)
身体的拘束を継続する必要性について、代替策の検討、身体拘束廃止に向けた検証を適正委員会やサービス担当者会議等で定期的に行っているか。	

介護保険施設における入所者から支払いを受けることができる利用料 ～「日常生活に要する費用」の取扱いについて～

○介護保険施設の利用料等の範囲



○「その他の日常生活費」について

(1) 定義

- ① 入所者又はその家族等の自由な選択に基づく経費
- ② 施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費

※①「自由な選択」であるので、入所者全員から一律に徴収することはできない。

※②施設サービス提供と全く関係のない費用(入所個人の嗜好品等)は該当しない。

(2)「その他の日常生活費」受領の基準・方法

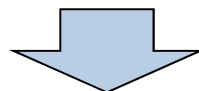
- ① 保険給付の対象となるサービスと重複しないこと
- ② あいまいな名目でないこと
※「あいまいな名目」:お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等々
- ③ 入所者又はその家族等の自由な選択に基づくものであり、事前に十分な説明を行い、同意(要書面)を得ていること
- ④ 実費相当額の範囲内であること
- ⑤ 内容と額を運営規程で定め、重要事項として施設内の見やすい場所に掲示すること

(3)「その他の日常生活費」の徴収可能な範囲

① 入所者の希望によって、日常生活に必要な身の回り品として施設が提供する
場合の費用の場合(介護福祉施設サービス、介護療養施設サービス、特定施設入居者生
活介護)

※ 最低限必要な日用品のこと(歯ブラシ、シャンプー、タオル等)

- ・ 施設が単価を明示し入所者等の希望に応じて提供 → 徴収可
- ・ 入所者全員に同じ物を一律に提供し全員から同一金額を徴収 → 徴収不可

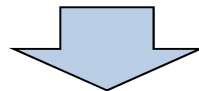


すべての入所者からその費用を一律に徴収することは認められない。

② 入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する
場合の費用の場合(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設
サービス)

※ 施設がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事に係る材料費等の費用のこと

- ・ 任意のクラブ活動の材料費等 → 徴収可
- ・ 作業療法等機能訓練の一環としてのクラブ活動、全員参加の行事の費用 → 徴収不可



全員参加の恒例行事など、すべての入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費
用を徴収することは認められない。

- ※ 一律に徴収される教養娯楽費
- ・ 共同生活室の共用のテレビ、新聞、雑誌代等
 - ・ 誕生日会、クリスマス会、月見会等

その他徴収可能な品目（介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス）

- ③ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等、健康診断は介護報酬の中）
- ④ 預かり金の出納管理に係る費用
- ⑤ 私物の洗濯代（特養は除く）

(4)「その他日常生活費」と区別される「サービスの提供とは関係のない費用」

個人の嗜好に基づくもので、サービス提供とは関係のない費用については、適正な額による徴収は差し支えない

※個人の趣味、嗜好品、専用の家電製品の電気代、希望者を募って実施する旅行代等

(5)「その他日常生活費」と間違えやすいもの（別途徴収できないもの）

- ① 施設介護サービス費に含まれているもの
 - ・ おむつ代（リハビリパンツ、失禁パンツ等も同様）
 - ・ 私物の洗濯代（特養のみ）
 - ・ 車いす代（既製品で対応できず特注品になる場合は徴収可）
 - ・ 通常の通院送迎費用
 - ・ その他、施設サービスの提供に必要な備品、介護用品
- ② 食事の提供に係る費用に含まれているもの
 - ・ 栄養補助食品
 - ・ おやつ

○日常生活に要する費用に関する国通知

- ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付け老企第54号)
※ 最終改正:平成28年3月31日付け老推発0331第1号・老高発0331第2号
・老振発0331第1号・老老発0331第3号)
- ・ 介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号)
※ 最終改正:平成18年3月31日付け老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号)
- ・ 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日付け老企第52号)
※ 最終改正:平成27年3月27日付け老介発0327第1号・老高発0327第1号
・老振発0327第1号・老老発0327第2号)
- ・ 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について(平成12年4月11日付け老振第25号・老健第94号)
※ 最終改正:平成18年3月31日付け老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号)

令和3年度介護報酬改定に伴う経過措置について

以下については、令和3年度介護報酬改定により新たに定められ、経過措置により令和6年3月31日までは努力義務とされている事項の概要です。経過措置終了となる令和6年度以降は義務化されるため、未対応の項目がある場合は早めの取り組みをお願いします。

① 認知症基礎研修の受講の義務づけ

- 介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。
経過措置期間終了までに資格を有さない全ての従業員に研修を受講させるとともに、新たに採用した従業者が資格を有していない場合、採用後1年を経過するまでに研修を受講させてください。

【義務づけの対象とならない者】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修 課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚師、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師

② 業務継続計画の策定

- 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務づけられました。

令和3年度介護報酬改定に伴う経過措置について

③ 感染症対策の強化

- 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、施設系サービスでは「訓練（シミュレーション）の実施」が義務づけられました。
平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を年2回以上定期的に行い、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施することとされています。

④ 虐待の防止

- 全ての介護サービス事業者を対象に虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置が義務づけられました。
また、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることとされています。

⑤ 栄養ケア・マネジメントの充実

- 栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が状態に応じた栄養管理を計画的に行うべきことが定められました。

⑥ 口腔衛生管理の強化

- 口腔衛生の管理について、口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の健康状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うべきことが定められました。

監査指導事項の主なものについて

1 人員に関する基準

- ・従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。(特養)

2 運営に関する基準

- ・施設サービス計画について、入所者家族のみの署名により同意を得ていた。入所者に説明し、同意を得ること。(特養)
- ・身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会や研修を定期的に行うこと。また、身体拘束を行う場合には、緊急かつやむを得ない事情について、医師が診療録に記載すること。(老健)
- ・虐待防止のための指針を整備するとともに、指針に基づき、研修を定期的に行うこと。(特養)
- ・感染症対策委員会について、感染対策の知識を有する幅広い職種により構成し、結果について周知徹底を図ること。(特定施設)
- ・運営規程において記録の保存期間が5年ではなく2年となっていた。(特養)
- ・事故が発生した場合の対応等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。(養護)
- ・重要事項説明書の変更があった場合は説明を行い同意を得るとともに、記録を残すこと。(特養)
- ・事業所の見やすい場所に運営規程の概要や重要事項等を掲示すること。(特養)

3 介護給付費の算定及び取扱い

- ・介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算を算定すること。(特養)
- ・個別機能訓練加算の算定について、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。(有料)

兵庫県有料老ホーム設置運営指導指針 R3年7月改正の内容について

1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない(株式会社、社会福祉法人等)。

2. 有料老人ホームの定義

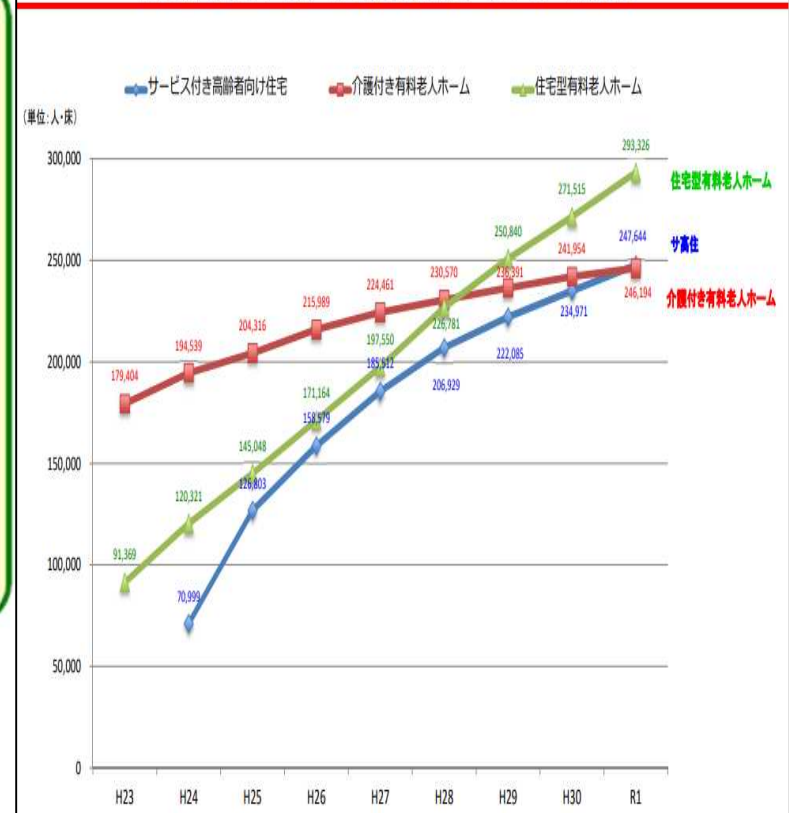
- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス(複数も可)を提供している施設。



3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けなければならない。

高齢者向け住まいの利用者数【住まいのみ抜粋】



※ 厚生労働省資料より

有料老人ホームの類型

類型	類型の説明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者 生活介護等)	<p>介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能。</p> <p>※ <u>介護サービスは有料老人ホームの職員が提供</u>する。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない。</p>
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定 施設入居者生活介護等)	<p>介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。</p> <p>介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能。</p> <p>※ <u>有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供</u>する。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない。</p>
住宅型 有料老人ホーム(注)	<p>生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。</p> <p>介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能。</p>
健康型 有料老人ホーム(注)	<p>食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない。</p>

注) 特定施設入居者生活介護等の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけない。

特定施設入居者生活介護のイメージ

制度の概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
 - 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム(ケアハウス) ③ 養護老人ホーム
- ※「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

特定施設入居者生活介護

住宅事業者＝介護事業者

包括報酬(要介護度別に1日当たりの報酬算定)
: 自己負担1割、保険給付9割



特定施設が介護を実施

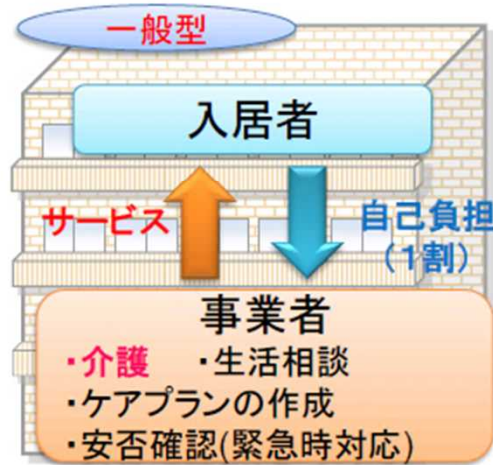
特定施設

- ・有料老人ホーム
(サービス付き高齢者向け住宅で該当するものを含む。)
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

特定施設入居者生活介護の「一般型」と「外部サービス利用型」について

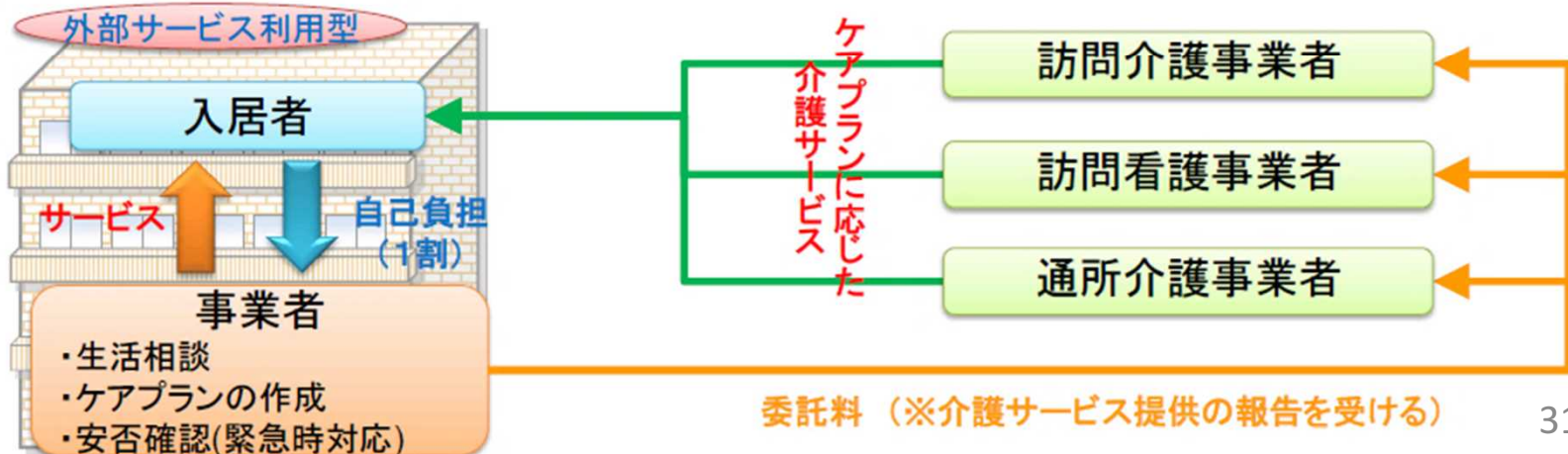
制度の概要

○ 特定施設入居者生活介護には、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者はケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」がある。



○一般型と外部サービス利用型の主な違い

	一般型	外部サービス利用型
報酬の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括報酬 ※要介護度別に1日当たりの報酬算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定額報酬(生活相談・安否確認・計画作成) + ・ 出来高報酬(各種居宅サービス)
サービス提供の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の従業者による提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託する介護サービス事業者による提供



有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の適用法令等

	有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅		
	介護付き 特定施設入居者 生活介護	住宅型 健康型	有料老人ホームに該当		有料老人 ホーム に該当 しない
			特定施設 入居者 生活介護		
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	適用を受けない		適用を受ける		
老人福祉法	適用を受ける				適用を 受けない
介護保険法	適用を 受ける	(※1)適用を 受けない	適用を 受ける	(※1) 適用を受けない	
兵庫県有料老人ホー ム設置指導要綱(※2)	適用を受ける		適用を受けない		
兵庫県有料老人ホー ム設置運営指導指針 (※2)	適用を受ける		適用を受ける (一部適用除外)		適用を 受けない

※1 併設の訪問介護事業所等はこの限りでない。

※2 政令市・中核市は除く。

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正(R3.7.1施行)

1 老人福祉法及び老人福祉法施行規則の一部改正

- (1)届出事項の変更(老人福祉規則、設置指導要綱を改正)
- (2)届出があった場合の市町への通知(設置指導要綱を改正)
- (3)届出がされていない疑いがある有料老人ホームについて、市町から県への情報提供
- (4)平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームにおける前払金の保全措置の義務化

2 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(国の標準指針)の一部改正

- (1)指導上の留意点の改正(市町との連携、指導の強化)
- (2)令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し
- (3)書面規制、押印、対面規制の見直し

3 その他

- (1)有料老人ホームとして届出がされていない施設(無届有料老人ホーム)への指導徹底

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正 (令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し)

① 職員の研修

- 介護に直接携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

② 職員へのハラスメント防止対策

(講じるべき必要な措置)

- 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発
- 相談に対応する相談窓口・担当者を設定、及び職員への周知 等

(講じることが望ましい措置)

- 入居者やその家族等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備 等

③ 業務継続計画の策定等

- 介護保険サービス事業所と同様に、有料老人ホームにおいても、①感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うため、②非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)の策定を規定。

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正 (令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し)

④ 非常災害対策

- 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
※ 「非常災害に関する具体的計画」
消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。
- 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

⑤ 衛生管理等

(講じるべき必要な措置)

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
※ 委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成。
- 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。
※ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

⑥ 介護サービス事業所との関係

- 訪問介護等の従業者が訪問介護サービスを提供していない時間においても当該職員を施設内に常駐させる場合
→ 当該駐在スペースの使用契約を締結すること。

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正 (令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し)

〈(例)夜間に訪問系事業所の従業者を配置する場合の留意事項〉

訪問系事業所が別の法人の場合

訪問系事業所と委託契約をしていること(施設の指揮監督下にあること)。

訪問系事業所が同一法人の場合

就業関係について雇用契約や人事発令通知で兼務であることを明確にしていること。

共通事項

従事している時間帯について、訪問系の従業者の従事時間から常勤換算で除外していること
(訪問系の従事時間と明確に区分)。

※ 配置基準上、常勤職員とは言えないので留意!

→ 遵守できていない場合は、訪問系事業所が行政処分の対象

⑦ 入居者の安否確認又は状況把握

- 入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、毎日1回以上、安否確認等を実施することを規定
 - ※ 電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等、その他の適切な方法により実施。
 - ※ 入居者の安否確認等の実施に当たっては、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮

高第1346号
令和元年6月3日

各有料老人ホーム施設長 様
(政令市・中核市に所在の施設を除く)

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、厚生労働省から別添「令和元年5月31日付け老高発0531第3号」のとおり通知がありましたので通知します。

入居者の安否確認又は状況把握については、明石市での事案と同様の事案が発生することのないよう、毎日1回以上は、何らかの方法により安否確認等を実施していただきますようお願いいたします。その際、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について(平成30年4月2日付け老発0402第1号)」及び「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(最終改正 平成30年12月1日)」を踏まえ、入居者の意向を尊重したものとすよう十分留意してください。

令和元年5月31日
老高発0531第3号

各 都道府県
指定都市
中核市 福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する
指導等の徹底について

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、安否確認等に係る指導等の徹底を図らねばならない。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。

従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要であり、この旨を有料老人ホームの設置者に周知されたい。

以上

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正 (令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し)

⑧ 高齢者虐待の防止等

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催
 - ※ 結果について、職員に周知徹底
 - ※ テレビ電話装置等の活用が可能
- 虐待の防止のための指針を整備。
- 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を配置。
- 苦情の処理の体制の整備(高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)法第20条)

⑨ 電磁的記録等

- 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(下記に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことが可能
- 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方(入居者等)の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることが可能。

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正 (令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し)

⑩ 保全措置の義務付け

- 前払い方式によって入居者が支払を行う場合に講じなければならない保全措置について、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームの義務付けの経過措置が令和3年3月末で終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となった。

前払い方式とは

終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金とし一括して受領する方式

【前払い方式によって入居者が支払を行う場合の基準】

- (1) 入居者への説明
- (2) 前払金の算定根拠の明示及び保全措置
- (3) 前払金の算定根拠の考え方
- (4) サービス費用の前払金の額の算出
- (5) 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額
- (6) 前払金の返還
- (7) 入居者の契約解除における留意事項
- (8) 前払金の返還金債務についての銀行保証等(サ高住を除く)

前払い方式によって入居者が支払を行う場合の基準

1 入居者への説明

受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。

2 前払金の算定根拠の明示及び保全措置

老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならない。

※ 平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについて
平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。

 **経過措置が終了し、義務化**

老人福祉法(抄)

第29条第9項

有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

老人福祉法施行規則(抄)

(法第29条第9項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第20条の9

法第29条第9項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用(敷金(家賃の6月分に相当する額を上限とする。)として收受するものを除く。)とする。

(必要な保全措置)

第20条の10

有料老人ホームの設置者は、法第29条第9項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置

(平成十八年三月三十一日)
(厚生労働省告示第二百六十六号)

(省略)

2 老人福祉法施行規則第20条の10の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ 銀行等との間において、有料老人ホームの設置者が一時金(老人福祉法施行規則第20条の5第8号に規定する一時金をいう。以下同じ。)の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額(一時金のうち、あらかじめ契約で定めた予定償却期間のうち残存する期間に係る額又は500万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。以下この号において同じ。)に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ロ 保険事業者との間において、有料老人ホームの設置者が受領した一時金の返還債務の不履行により当該有料老人ホームの入居者に生じた損害のうち当該返還債務の不履行に係る保全金額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結すること。

ハ 信託会社等との間において、保全金額につき一時金を支払った入居者を受益者とする信託契約を締結すること。

ニ 一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、イからニまでに掲げる措置に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの。

(以下、省略)

3 前払金の算定根拠の考え方

想定居住期間を設定した上で、次のいずれかにより算定することを基本とすること。

【期間の定めがある契約の場合】

1ヶ月分の家賃又はサービス費用 × 契約期間(月数)

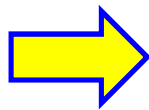
【終身にわたる契約の場合】

1ヶ月分の家賃又はサービス費用 × 想定居住期間(月数)

+ 想定居住期間を超えて契約が継続する
場合に備えて受領する額

4 サービス費用の前払金の額の算出

- ・ 想定居住期間
- ・ 開設後の経過年数に応じた要介護発生率
- ・ 介護必要期間
- ・ 職員配置 等



これらを勘案した合理的な積算方法

※ サービス費用のうち介護費用に相当する分については、介護保険の利用者負担分を、設置者が前払金により受け取ることは、利用者負担分が不明確となるので不適當

5 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額

具体的な根拠により算出された額とすること(曖昧な積算根拠は不可)。

6 前払金の返還

前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。

老人福祉法(抄)

第29条第10項

有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

7 入居者の契約解除における留意事項

入居契約において、入居者の契約解除の申し出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し、老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第21条第1項第1号に規定する前払金の返還債務が義務づけられる期間を事実上短縮することによって、入居者の利益を不当に害してはならないこと。

老人福祉法施行規則(抄)

(家賃等の前払金の返還方法)

第21条

法第29条第10項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

- 一 入居者の入居後、3月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあっては、三月
 - 二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合(前号の場合を除く。)にあっては、当該期間
- 2 法第29条第10項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
- 一 前項第一号に掲げる場合にあっては、法第29条第9項の家賃その他第20条の9に規定する費用(次号において「家賃等」という。)の月額を30で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法
 - 二 前項第二号に掲げる場合にあっては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法

8 前払金の返還金債務についての銀行保証等(サ高住を除く)

着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正 (令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し)

⑪ 根保証契約の民法の適用

- 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うことを明記
- ※ 民法改正により、極度額の定めのない個人の根保証契約は無効。

⑫ 事故発生の防止の対応

- 指針整備、体制整備、研修の実施に加え、これらの措置を適切に実施するための担当者の配置することを明記。

⑬ 事故発生時の対応

- 賠償すべき事故について、「設置者の責めに帰すべき事由により」と明記。

⑭ 未届有料老人ホームへの対応

- 老人福祉法第29条第11項の規定に基づく定期報告及び随時報告について、未届有料老人ホームについても対象であることを明確化。
- 有料老人ホーム設置届の届出指導に従わない施設の公表

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正 (令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し)

⑮ 基準不適合施設への対応

- ○ 基準不適合施設については、入居者の処遇の確保の観点から、その旨を公表することがある旨規定。
 - ① 施設における構造設備等が、第4章に定める基準に適合していないことが明白な場合
構造設備等のうち基準不適合となっている内容
 - ② 入居者の処遇に関する不適切な運営内容について、合理的な理由がなく、県民局の再三の指導に従わない場合
不適切な運営の内容(当指針に規定する内容その他公表すべきと認められる内容)